

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

## 調査嘱託申立書

2009(平成21)年1月14日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	佐々木	新	一
同	南雲	芳	夫
同	野本	夏	生
同	小林	哲	彦
			ほか

記

1 調査嘱託先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省

電話 03-5253-8111(代表)

【担当課】

〒330-9724

さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省 関東地方整備局 河川部河川計画課

電話 048-601-3151(代表)

2 調査事項

別紙1のとおり。

3 立証の趣旨

最近20年間で第二位の渇水年(2/20渇水)、利水安全度1/10とした場合の上流ダム群等からの供給可能量について、利根川水系においては開発水量の79%、荒川水系においては開発水量の72%となるとする国土交通省の説明に

は合理的な根拠はなく、実際の供給可能量は、それよりも大きな値となることを明らかにする。

#### 4 本嘱託の必要性について

##### (1) 前回の調査嘱託に対する国土交通省の回答

「利根川荒川の安定供給可能量」の計算資料に関する2008年11月10日付けのさいたま地方裁判所の調査嘱託書に対して、本年1月7日付けで国土交通省から回答があった(国関整計第87号 調査嘱託書について(回答))。調査嘱託で求めた各項目に対する回答の有無は別紙2のとおりである。

利根川水系、荒川水系とも、計算の「前提条件」に関しては一部を除いて回答はあったが、「計算結果」に関しては、各ダムごとのデータと各利水基準点ごとのデータを求めていたにもかかわらず、数字が示されたのは、ダム群として合計値のデータと一つの利水基準点のデータだけであった。

このため、今回の回答によっては利根川・荒川の供給可能量の計算が適正に行われているかをきちんと検証することが困難である。

##### (2) 国交省の計算結果を検証する際に必須となる検討項目

供給可能量の計算において重要な要素の1つとして、上中流で取水した都市用水、農業用水の還元をどの程度見るかという点があるが、今回の国交省の回答によっては各利水基準点ごとのデータが明らかにされなかった結果、利根川・荒川の供給可能量の計算において都市用水、農業用水の還元がどのように扱われているかを知ることはできなかった。

よって、この点について、改めて国土交通省に対して調査嘱託を行う必要がある。

但し、本件訴訟も人証の採否を判断するという段階に至っている。原告としては、国土交通省が行った供給可能量の計算結果の検証を行ううえで最低限必要となる項目に限定して回答を求める次第である。

以上

別紙1 「利根川荒川の安定供給可能量の計算」に関する追加調査事項

1 利根川

- (1) 各利水基準点で取水された各用途の開発水が利根川に還元する水量とその還流地点（還元水量は半旬ごとの値を示す。以下同様）
- (2) 各利水基準点で取水された各用途の既得水が利根川に還元する水量とその還流地点

2 荒川

- (1) 各利水基準点で取水された各用途の開発水が荒川に還元する水量とその還流地点
- (2) 各利水基準点で取水された各用途の既得水が荒川に還元する水量とその還流地点

別紙2 「利根川荒川の安定供給可能量の計算」に関する調査囑託への  
国土交通省の回答における項目別の回答の有無

1 安定供給可能量の計算を行った主体と時期

(1) 計算を行った主体（委託または直営）

あり

(2) 計算を行った時期

あり

2 安定供給可能量の計算の前提条件とその計算に用いたデータ

(1) 利根川水系

① 各ダムの月別利水容量と運用条件

あり

② ダム以外の各利水施設（北千葉導水路、霞ヶ浦開発、利根川河口堰）の運用条件

簡単な説明のみで、詳細が不明

③ 本川および支川の各利水基準点の月別確保流量

あり

④ ダムおよびダム以外の利水施設による取水地点ごとの用途別の月別開発水量

あり

⑤ 既得水利権による取水地点ごとの用途別の月別取水量

あり

⑥ 計算に用いた本川および支川の各地点の半旬ごとの流量データ（全計算期間20年間）

あり

⑦ 各ダム地点から各利水基準点までの流下日数の設定値

あり

⑧ ダムの開発水量を削減する場合、各利水基準点の確保流量の設定値および各既得水利権の取水量の設定値 など

あり

(2) 荒川水系

① 各ダムの月別利水容量と運用条件

あり

② 本川および支川の各利水基準点の月別確保流量

あり

- ③ ダムによる取水地点ごとの用途別の月別開発水量  
あり
- ④ 既得水利権による取水地点ごとの用途別の月別取水量  
あり
- ⑤ 計算に用いた本川および支川の各地点の半旬ごとの流量データ（全計算期間  
20年間）  
あり
- ⑥ 各ダム地点から各利水基準点までの流下日数の設定値  
あり
- ⑦ ダムの開発水量を削減する場合、各利水基準点の確保流量の設定値および各  
既得水利権の取水量の設定値 など  
あり

### 3 安定供給可能量の計算結果

- (1) 利根川水系において供給量を開発水量の100%から段階的に削減した場合の  
それぞれについて次の計算結果（全計算期間20年間のデータ）
  - ① 各ダムの半旬別貯水量の計算結果  
栗橋上流ダム群と河口堰上流ダム群については数字のデータがあるが、  
各ダム（15基）については小さいグラフのみで、数字のデータが無い。
  - ② ダム以外の各利水施設（北千葉導水路等）の運用結果（送水量等）  
北千葉導水路のデータはあるが、霞ヶ浦開発、利根川河口堰のデータが  
無い。
  - ③ 本川および支川の各利水基準点の半旬別流量の計算結果  
18地点の利水基準点のうち、栗橋地点については数字のデータがある  
が、8地点については小さいグラフのみで、数字のデータが無く、9地点は  
グラフも無い。
- (2) 荒川水系において供給量を開発水量の100%から段階的に削減した場合のそ  
れぞれについて次の計算結果（全計算期間20年間のデータ）
  - ① 各ダムの半旬別貯水量の計算結果  
古谷本郷上流ダム群については数字のデータがあるが、各ダム（5基）  
についてはデータが無い。
  - ② 本川および支川の各利水基準点の半旬別流量の計算結果  
5地点の利水基準点のうち、古谷本郷地点については数字のデータがある  
が、他の地点はデータが無い。